

(Ⅳ－16) 前橋市の街づくりについて

前橋市役所 申請中 佐藤 光雄

1. 街づくりの手法について

(1) 街路事業

(2) 土地区画整理事業

2. 我が国の土地区画整理事業の実態について

(1) 整備状況

(2) 推進していく上での問題点

3. 前橋市の土地区画整理事業の歩みと現状について

4. 土地区画整理事業の手法と前橋市の特徴について

(1) 一般会計で取り組んだこと。

(2) 整備状況（施行済＋施行中）が市街化区域の概ね53％に達していること。

(3) 仮換地指定に調整方式を採用したこと。

(4) 住宅地の減歩救済措置として、付保留地設定方式を早くから採用したこと。

(5) 公共団体施行による市の責任施行として行う区画整理事業の基本方針として、減歩率25％)を柱としていること。

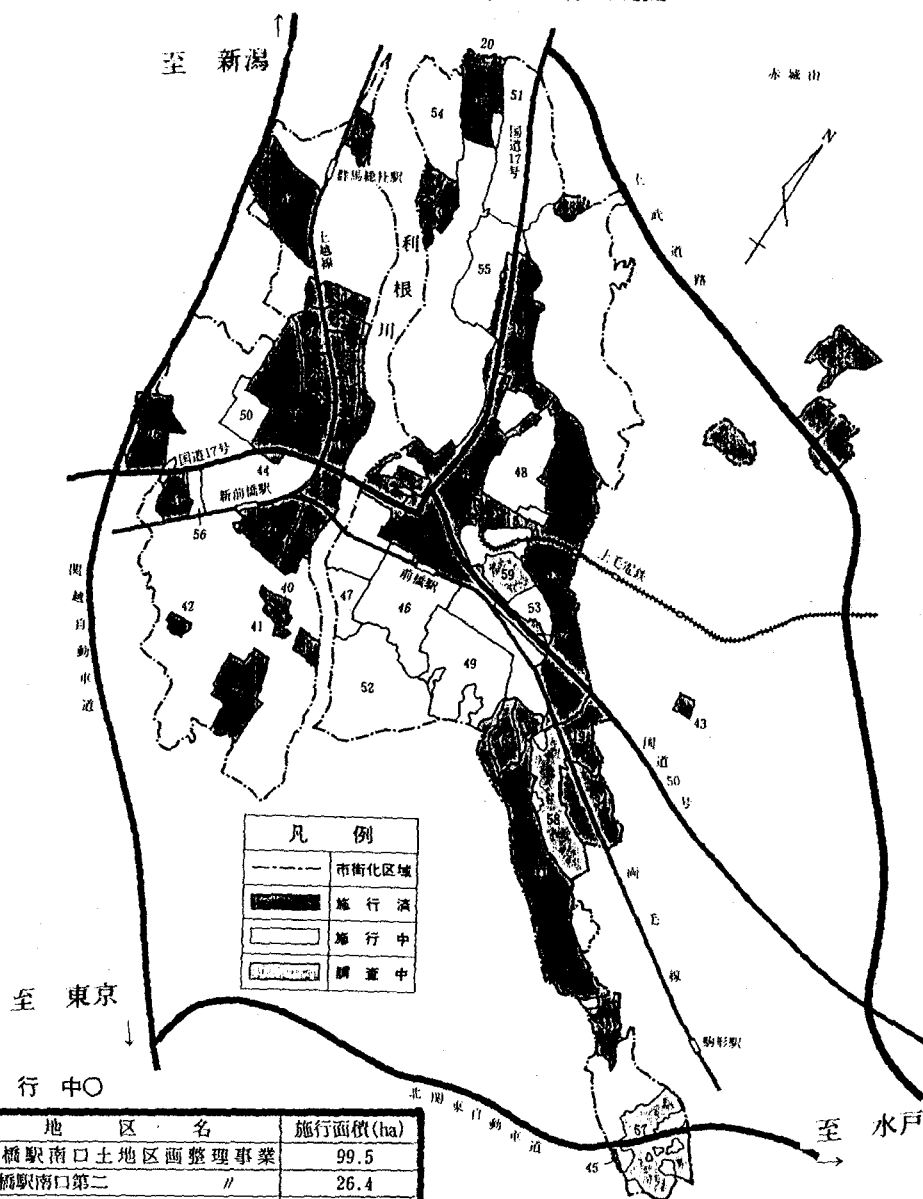
(6) 法・区・90条の換地不公布処分による「穴アケ」を行っていること

→工場等を地区外へ。

5. 土地区画整理事業の効果について

(1) 総合機能都市建設としての才たる手法

土地地区画整理事業施行状況図



番号	地区名	施行面積(ha)
46	前橋駅南口土地地区画整理事業	99.5
47	前橋駅南口第二	26.4
48	日吉町地区	68.8
49	二子山	101.9
50	元総社(西部第三明神地区)	27.5
51	北部第三	133.4
52	六供	133.8
53	二中地区(第四)	19.8
54	川原第三	62.1
55	北部第二土地地区画整理事業	71.6
56	西部第一芦田地区	7.4
57	駒形第一土地地区画整理事業(仮称)	66.3
58	松並木	67.4
59	二中地区(第三)	24.6